

教育長	次長	課長	係



3-1-0

16高教職第992号
平成16年12月20日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

永年勤続休暇について（通知）

このことについては、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」第12条第8号による特別休暇として、40歳の誕生日の属する一暦年においては連続する3日以内、50歳の誕生日の属する一暦年においては連続する5日以内で取得できるところですが、この休暇のより一層の取得促進のため、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴管内の職員に周知するとともに適切な運用をお願いします。

なお、この通知に基づく取扱いは、平成17年1月1日から実施することとし、「永年勤続休暇について（通知）」（平成13年1月4日付け12教職第451号教育長通知）は、廃止します。

記

1 趣旨

永年勤続者の心身のリフレッシュを図る。

2 内容

40歳及び50歳の誕生日の属する一暦年について、それぞれ次のとおり取得できる。

- (1) 40歳の誕生日の属する一暦年において連続する3日以内
- (2) 50歳の誕生日の属する一暦年において連続する5日以内

ただし、公立学校に勤務する教育職員については、所属長において、5日連続する休暇を計画することが業務の運営に著しい支障が生じると認める場合には、連続する3日以内と連続する2日以内に分けて休暇を計画することができる。

- (3) (1)及び(2)については、週休日・休日は日数に算定しない。

3 取得期間の特例

40歳又は50歳の誕生日の属する一暦年に、永年勤続休暇を1日も取得できなかった場合は、当該翌年に限り取得できる。（取得できる内容は、上記2のとおり。）

平成16年12月20日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局教職員課長

永年勤続休暇の取扱い等について（通知）

永年勤続休暇については、平成16年12月20日付けの教育長通知で取得期間の特例を設け、平成17年1月1日から施行することとしましたが、運用に当たって下記の注意事項をお知らせしますので、管内職員への周知及び各学校長へのご指導をお願いいたします。

記

1 永年勤続休暇の取得例

誕生日が平成17年12月で、平成17年に40歳又は50歳となる職員の永年勤続休暇取得対象期間

(1) 平成17年1月から12月まで

※誕生日を過ぎてからではなく、暦年で取得できる。

(2) ただし、(1)の期間中に永年勤続休暇を1日も取得できなかった場合は、平成18年1月から12月の間に取得できる。

2 施行日（平成17年1月1日）

平成16年に40歳又は50歳となる職員で、永年勤続休暇を1日も取得できなかった職員から対象とする。

3 学校長からの説明

今年が当該休暇の対象であるにも関わらず、1日も取得できていない職員がいる場合は、この通知の内容について、学校長から必ず説明を行うようご指導をお願いします。

また、今後とも、学校長から毎年の該当者へ、この休暇の趣旨の説明を行うなど、取得促進にご協力いただくよう併せてご指導をお願いします。